## 令和3年 第8回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和3年8月25日

2. 開 催 場 所 美里町役場201会議室

3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長

4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時15分 会長代理

5. 議 長 会長 根岸 茂登雄

6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	"	<i>"</i> 2	井上 進	"
3	深田 敏男	"	<i>"</i> 3	岡部 順一	"
4	長谷川 雄二	"	<i>"</i> 4	萩原 良三	11
5	飯野 泰司	"	松久 1	小暮 義昭	11
6	中沢 秀樹	IJ	<i>"</i> 2	田端 益隆	11
7	中島 勝	"	<i>"</i> 3	德世 久美子	11
8	坂本 典穗	IJ	<i>"</i> 4	播摩 卓也	11
9	中沢 健太郎	欠席	大沢 1	阿武 富士子	11
1 0	根岸 茂登雄	出席	<i>"</i> 2	栗原 裕	"
1 1	中嶋 敬子	"	<i>"</i> 3	根岸 上	11

 農業委員会委員
 出席:10名
 欠席:1名
 計:11名

 農地利用最適化推進委員
 出席:11名
 欠席:0名
 計:11名

7. 会議参与者 なし

8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎

9. 会議進行状況

会 長

皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第8回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に1番委員並びに2番委員を 指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に 入ります。

議長

第1号議案 農地法第3条を議題といたます。3条の番号1について、事務局より 説明をお願いします。 事務局

3ページの番号1をご覧ください。

番号1 申請者 受人 ○○市○○町○○△△△番地 ○○ 渡人 ○
○町大字○△△△番地 ○○ ○ 土地の所在 大字○字○○○△△△番地△
地目 田 面積 958 ㎡、大字○字○○○△△△番地△ 地目 田 面積 2,276 ㎡、大字○字○○○△△△番地△ 地目 田 面積 2,104 ㎡ 計5,338 ㎡ 権利
内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 15,986 ㎡ 仮受地
5,811 ㎡ 貸付地 0 ㎡ 取得状況 平成21年5月18日 相続 不耕作 無 家
族数 4 従農数 4 形態 専業 位置 農用地区域 自宅から 5 km 取得前
田 取得後 田

#### 4ページをご覧ください

左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。

申請地の大字○字○○○地内の農地の田んぼで、△△△番地△、△△△番地△は保全 管理されており、△△△番地△は水稲が栽培されております。

受人の年齢は現在54歳の専業農家であり、〇〇市の認定農業者だそうです。主に 水稲や露地野菜(ネギ)を生産されております。

従農数ですが、4人で本人と父と母と子が農作業に常時従事しているため、3条の許可要件は満たしております。

今回申請に至った経緯ですが、渡人は、田畑を耕作しないため、受人は、米麦を中心に経営規模を拡大していきたいとのことで話がまとまったとのことです。

以上番号1の案件になります。ご審議お願いいたします。

議長

3条の番号1を審議いたします。4番委員より補足説明をお願いします。

4番委員

申請人から連絡があり、現地を確認いたしました。△△△番地△は水稲が作付けされておりますが、申請人は麦から入るとのことですので、特に問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、推進委員東児玉4番より意見がありましたらお願いします。

推進委員東児玉4番

現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。6番委員

6番委員

渡人は大変な家庭状況で持っている土地を処分したいとのことで今回の申請に至っていると聞いております。受人は○○町の方ですが田んぼの水が出したままで、管理が杜撰なので、取得後は適切な管理をお願いしたいと思います。

議長

他に質問はありますか。1番委員。

1番委員

申請者ですが、昨年も農地を売買されていますが、こういった売買を町が斡旋しているのですか。また、いくらで売買されたのか参考に教えていただきたい。また再程の 6 番委員のおっしったとおり、この方は田んぼの水を常に出しっぱなしにしています。取得後は水の管理を徹底していただきたいと思います。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

町は斡旋をしていません。当事者間で話がつき、申請されたものを皆様のご審議していただいているところです。また、この農地の売買価格は 1 反当り○○万円とのことです。

1番委員

美里町民といたしまして、町内の方に農地が渡るのがいいと思うのですが、今回町 外の方に農地が渡ってしまうのはとても残念に思います。

議長

他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可と決定します。

3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

事務局長

農地法第3条の番号1の案件につきましては許可と議決されました。

議長

第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について議題といたします。5条計画変更の番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをご覧ください。

農地転用許可後の計画変更申請についてです。

過去に農地転用の許可をとり、何らかの理由により申請どおり事業を行わずそのままの状態になっている農地についてです。

この際、問題となるのは、地目は農地のままだが、所有権のみ移してあることです。 現在でも同じですが、一般的に農地転用の許可があると、第三者同士では土地の売買 契約を締結して所有権移転を行います。その後、住宅等が完成したのちに地目変更登 記を行うようです。

このため、これから説明する2件についても、農地として取得できない方が農地を所有している状態となっています。

皆様には、計画変更について承認・不承認の審議をいただくことになりますが、承認 基準は次のすべてに該当することとなっています。

- ・許可の取消処分を行っても旧所有者によって農地として利用されない
- ・許可目的の達成が困難になった理由が故意又は重大な過失よるものでないこと
- ・計画変更後の計画が変更前と比べ、同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があること
- ・変更後の計画が変更前と比べ、周辺農地に及ぼす影響が同程度又はそれ以下であること

の4点になります。

6ページをご覧ください。

 は辞め、倉庫を建てる予定もなく、自身も農家でないため、農地として管理すること もできず、そのまま放置していたとのことです。

承継者は自己用住宅1棟1階建て101.12㎡で相続人から土地を譲り受け、自己 用住宅の建設をしたいとのことです。

次ページをご覧ください。

大字〇〇字〇〇〇〇地内の農地になります。

次ページをご覧ください。

公図と配置図になります。1階建て101.12㎡の自己用住宅になります。水道は 既設のものを利用し、排水については下水道に接続するとのことです。

旧所有者への返却については昭和52年に先代が取得したもので困難であり、先代の 健康的な理由によるもので転用目的が達成できなかった。そして、次の計画が承継者 の自己用住宅の建設であることから審議をお願いします。

6ページにお戻りください。ご審議をお願いします。

議長

5条の規定による計画変更の番号1を審議いたします。3番委員より補足説明をお 願いします。

3番委員

推進委員東児玉1番と現地を確認いたしました。現状は草が少し生えておりました が、特に問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、推進委員東児玉1番より意見がありましたらお願いします。

推進委員

農業委員3番と、現地を確認しました。特に問題ないと思いますので、ご審議をよ 東児玉1番 │ろしくお願いします。

議長

次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。推進委員松久2 番

推進委員

承継者と申請者はどういった関係で申請に至ったのですか。

松久2番

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

売りに出ていた土地を見て、今回の申請に至ったようです。

議長

他に推進委員の方で意見はありますか。意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。

他に農業委員の方で質問はありますか。5番委員

5番委員

こういった農地転用が許可されたが何もしていないような土地は他にもあるので すか。

議長

事務局より説明お願いいたします。

事務局

件数は把握しておりません。農地転用の相談を受けた際に過去の履歴などを調べます。その際に転用履歴があれば、計画変更し5条の審議をしていただいているところです。

議長

他に質問はありますか。5番委員。

5 番委員

そういった土地が見つかった場合は、役場は指導をしたりするのですか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

現在は、農地転用の許可後は進捗状況を届出していただいております。許可後 3 か月後にどうなっているのか進捗状況を出していただき、建物が建てば完了届を提出していただいております。そこで事務局で現地を確認し建物が計画通りに建っていなければ指導したりします。過去に転用履歴がある土地で転用の相談があれば、計画変更してから農地転用の手続きを指導していますが、相談がない土地についてはそのま

まになってしまっています。

#### 議長

他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。5条の 計画変更番号1について、承認相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、承認相当と決定します。

続きまして、5条計画変更の番号2について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

番号2 当初計画者 ○○市○○△△△△番地△ ○○○△△△ ○○○○ 承継者 ○○市大字○○△△△番地 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△番△ 畑 1筆 406㎡ 所有権 当初 転用目的 自宅兼事務所 理由 私は株式会社○○○○○を経営しており、平成11年には自宅兼事務所を申請地に計画しました。その後、経営が困難となり会社は昨年廃業しました。現在は簡単なリフォーム工事で生計を立てている次第で、年齢的にも住宅を建築する資金も体力もないとのことです。

承継者は駐車場敷地を拡張したいとのことです。

9ページをご覧ください。

大字○○○地内字○○○地内の農地になります。

10ページをご覧ください。

公図と配置図になります。株式会社○○○○の駐車場にするとのことです。

こちらも当初計画は平成11年に取得したもので、旧所有者への返却は困難なこと、会社の経営が難航したこと、次の計画が承継者の駐車場であるとのことから審議をお願いします。

5条の規定による計画変更の番号2を審議いたします。8番委員より補足説明をお願いします。

## 8番委員

推進委員東児玉3番と現地を確認いたしました。特に問題ないと思いますので、ご 審議をよろしくお願いします。 議長

次に、推進委員東児玉3番より意見がありましたらお願いします。

推進委員

農業委員8番と、現地を確認しました。特に問題ないと思いますので、ご審議をよ 東児玉3番 ろしくお願いします。

議長

次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。推進委員松久2 番

推進委員 松久2番

当初の計画は、自宅兼事務所とありますがこの計画というのは何年間くらい有効な のでしょうか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

当初の計画が何年有効なのかということですが、特に期限はありません。

推進委員 松久2番 これは悪用されることはないのですか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

悪用されるケースが県南の方で多くあるらしく、それを防ぐために最初に説明した 計画変更の4件の基準を、県は厳しく見ており中途半端な計画変更では認めていな いとのことです。

議長

他に推進委員の方で意見はありますか。意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。2番委員

2番委員

許可されたものをいつまでに計画通り実行しなければならないという、期限はあるのですか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

農地転用の申請は、すぐ必要だというということで申請することが大前提なのですが、その後、何らかの理由で計画が実行されなかったケースというのはあると思います。しかしそれが何年以内にしなければいけないという期限はございません。ただ現在は、許可後に進捗状況を報告してもらうのと完了届を提出してもらっているのでそこで計画通りいっていなければ、指導や取消の手続きをしていただいているところです。

議長

他に農業委員の方で質問はありますか。5番委員。

5番委員

○○○○工業の従業員数を教えていただきたい。また申請地の隣に△△△番地に畑があるみたいですがそこは転用しないのでしょうか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

従業員数は $\bigcirc$  $\bigcirc$ 名とのことです。 $\triangle$  $\triangle$  $\triangle$ 番地の畑は、野菜が作付けされておりここは、譲ってはもらえないようです。

議長

他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。5条の計画変更番号1について、承認相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、承認相当と決定します。

5条の計画変更の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願い します。 事務局長

農地法第5条の計画変更の番号1、番号2の案件につきましては承認相当と議決さ れました。

議長

第3号議案 農地法第5条を議題といたします。5条の番号1について、事務局よ り説明をお願いします。

事務局

12ページをご覧ください。

先ほど審議いただいた計画変更1、2承継者の計画になります。

番号1画変更で説明した箇所は割愛させていただきます。申請内容 職業 公務員 新設 1棟101.12㎡ 1階建て 取得状況 平成13年3月4日 相続 仮登 記 無 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 位置図配置図等についても割愛させていただきます。

受人は○○市の借家に住んでいるが、将来のことを考え自己用住宅を建てるため、○ ○市周辺で土地を探していたところ、申請地が売りにでていたことと、実家が○○町 大字○○地内にあり住み慣れた町でもあることから計画したとのことです。 ご審議をお願いします。

議長

5条の番号1を審議いたします。3番委員より補足説明をお願いします。

3番委員

推進委員東児玉1番と現地を確認いたしました。内容は2号議案と同じで、特に 問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、推進委員東児玉1番より意見がありましたらお願いします。

推進委員

農業委員3番と、現地を確認しました。特に問題ないと思いますので、ご審議をよ 東児玉1番 ろしくお願いします。

議長

次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないよう ですから、次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、 採決したいと思います。5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の 挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続きまして、5条の番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

申請内容 職業 製造業 新設 駐車場敷地 取得状況 平成12年2月23日 売買 仮登記 無 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 位置図配置図等についても割愛させていただきます。

受人は〇〇市に本社を構え、工業製品の塗装を主として業務を行い、平成3年に申請地北側へ〇〇工場を建設、平成8年に増設を行いました。コロナ禍で業務の大幅な減産により職員数や出勤日を減らしておりましたが、徐々に回復傾向にあり、もともと駐車場が少なく、さらに工場敷地内は狭くトラックの待機場がないことから、全面道路に路上駐車で待機していました。

申請地を取得することで、まとまった職員駐車場が確保でき、トラックの待機場も確保できることから計画したとのことです。

ご審議をお願いします。

議長

5条の規定による計画変更の番号2を審議いたします。8番委員より補足説明をお願いします。

8 番委員

推進委員東児玉3番と現地を確認いたしました。特に問題ないと思いますので、ご 審議をよろしくお願いします。

議長

次に、推進委員東児玉3番より意見がありましたらお願いします。

推進委員

農業委員8番と、現地を確認しました。特に問題ないと思いますので、ご審議をよ

東児玉3番 ろしくお願いします。

議長

次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないよう ですから、次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、 採決したいと思います。5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の 挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

事務局長

農地法第5条の番号1、番号2の案件につきましては許可と議決されました。

議長

第4号議案 美里町農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見に ついて議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

14ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。

農振農用地(通称青地)は町が指定しています。そして、農用地から除外(白地)す るには農業委員会に意見照会することが定められています。

これら4件については農用地から除外後に農地転用の申請書の提出があり、皆様には その後農地法に沿った審議をいただくことになります。

番号1 事業計画者 ○○ ○○ 転用目的 分家住宅 大字○○○字○○△△ △番地△の一部 地目 畑 農振除外面積 719㎡のうち330㎡ 農振除外の 5要件はすべて満たしているとの報告です。

次ページをご覧ください。大字○○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。

事業計画者は○○市の借家で妻と子供の3人家族で暮らしているが、子供が小学校に 入学前には自己用住宅建設を考え、母の所有する申請地に計画したとのことです。申 請地以外に実家で所有する土地で住宅が建てられる箇所はないとのことです。

14ページをご覧ください。

番号2

事業計画者 ○○ ○○ 転用目的 分家住宅 大字○○字○○△△△番地の一部 地目 畑 農振除外面積 987㎡のうち445㎡ 農振除外の5要件はすべて満たしているとの報告です。

17ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。

事業計画者は○○市の借家で妻と子供2人の4人で暮らしているが、子供の成長を考え自己用住宅を計画したとのことです。

申請地は実家まで50 mと近く、農業後継や介護、子育てを考え最適地と判断したとのことです。

14ページをご覧ください。

番号3

事業計画者  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  転用目的 -般住宅 大字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 番地の一部 地目 畑 農振除外面積 1,001㎡のうち330㎡ 農振除外の5要件はすべて 満たしているとの報告です。

19ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。

事業計画者は $\bigcirc\bigcirc$ 市にある  $\int R$ 東日本の社宅に夫と子供 2 人の 4 人で暮らしており、本人は $\bigcirc\bigcirc$ 市、夫は都内に通勤しているとのことです。

勤務地の中間であり、実家がある○○に土地を探していたところ、叔父から申請地の 土地提供の申出があり、実家周辺には母が相続した土地を調べたが、すべて農振農用 地 (青地)で住宅に適した土地はないため叔父の申出に甘えたとのことです。

申請地は実家まで車で6分と近く、数件先に叔父もおり、学校、スーパーなども近く 住宅建築に適しているとのことです。

14ページをご覧ください。

番号4

事業計画者 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 転用目的 駐車場 大字〇〇字〇〇△△△番地△、△△△番地△ 地目 畑 農振除外面積 5 2 5 ㎡ 農振除外の5 要件はすべて満たしているとの報告です。

21ページをご覧ください。

大字○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。

事業計画者は申請地南で平成9年より診療所を経営しています。

その後、薬局や接骨院が開設し現在では1日150人の患者が訪れることもあり、 度々駐車スペースが不足し、駐車場から溢れた車が道路に止まっています。このため、 申請地を駐車場にすることで約10台駐車スペースが確保できます。

申請地を含め周辺で駐車場として利用できる土地はすべて農振農用地(青地)のため、除外するにも一番適しているとのことです。

14ページにお戻りください。

以上4件について、農振農用地区域からの除外について意見をお願いします。

## 議長

美里町農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について審議いたします。

推進委員の方で、意見のある方はいますか。大沢2番

## 推進委員

番号3の申請の場合は、どのくらいの親族であれば除外してもよいという決まりは ありますか。

# 大沢2番

事務局より説明をお願いいたします。

### 議長

一般住宅ということですので、どのくらいまでの親族というのはありません。

#### 事務局

他に推進委員の方で意見はありますか。大沢3番

#### 議長

除外の要件の中で農業公共投資の効用確保というものがありますがどういうこと なのでしょうか。

## 大沢3番

事務局より説明をお願いいたします。

## 議長

土地改良等した場合には、農業公共投資の効用の確保に入ってしまいますが、その後8年経過していればよいとのことです。

#### 事務局

他に推進委員の方で意見はありますか。ないようですので次に移ります。

#### 議長

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、 採決したいと思います。美里町農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係 る意見について、意見なしと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、意見なしと決定します。

第5号議案 農用地利用集積計画(案)による利用権の決定について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

農用地利用集積計画(案)による利用権の決定について説明させていただきます。 この度、町から農地中間管理事業 関地区、古郡地区、小茂田地区、沼上地区、に おける農用地利用集積計画(案)が作成されました。

本議案にて、農用地利用集積計画の決定の可否を審議していただきます。

なお、集積計画が決定となった場合は、町の方で公告をすることにより、権利の移動が生じることになります。

それでは、議案書24ページの関地区から順に説明させていただきます。

利用権の期間、種類 令和 3 年~令和 13 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 61,017 ㎡、畑 65,141 ㎡ 計 126,158 ㎡、貸手 34、借手 1、筆数 92、借賃 1 反あたり 3,000 円~4,000 円。

25ページ~27ページをご覧ください。こちらが関地区の内訳となっております。

続いて、28ページをご覧ください。古郡地区の概要表になります。

利用権の期間、種類 令和 3 年~令和 13 年の 10 年間・賃貸借、面積 畑 677 ㎡ 計 677 ㎡、貸手 1、借手 1、筆数 1、借賃 1 反あたり 3,000 円

29ページをご覧ください。こちらが古郡地区の内訳となっております。

続いて、30 ページをご覧ください。小茂田地区の概要表になります。 利用権の期間、種類 令和3年~令和13年の10年間・賃貸借、面積 田 14,693 m 計 14,693 m (貸手3、借手1、筆数9、借賃 1 反あたり 4,000 円 31 ページをご覧ください。こちらが小茂田地区の内訳となっております。

続いて、32 ページをご覧ください。沼上地区の概要表になります。 利用権の期間、種類 令和3年~令和13年の10年間・賃貸借、面積 田 8,605 ㎡ 計 8,605 ㎡、貸手3、借手1、筆数6、借賃 1 反あたり4,000 円 33 ページをご覧ください。こちらが沼上地区の内訳となっております。

以上、第5号議案になります。ご審議をお願いいたします。

農用地利用集積計画(案)による利用権の決定について審議いたします。

推進委員の方で意見がありますか。意見がないようですので次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、 採決したいと思います。

農用地利用集積計画(案)による利用権の決定について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、決定します。

第6号議案 農用地利用配分計画(案)について議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

農用地利用配分計画(案)について

事務局

こちらについては、先ほど第5号議案で決定された、農地所有者から農地中間管理機構(埼玉県農林公社)へ権利設定された農地を農地中間管理機構(埼玉県農林公社)から耕作者へ配分、または既に集積してある農地を再配分する計画の(案)になります。

本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律の19条で「必要がある

と認められるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」と定められており、配分計画の案のとおり農地中間管理機構(埼玉県農林公社)から耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。

議案書 35 ページ~46 ページが関地区の配分計画案、47 ページが古郡地区の配分計画(案)、48 ページが十条地区の配分計画案、49 ページ~50 ページは小茂田地区の配分計画案、51 ページは沼上地区の配分計画案となっております。

内容については、時間の関係で割愛させていただきます。ご了承ください。 以上、第6号議案になります。ご審議をお願いいたします

#### 議長

農用地利用配分計画(案)について審議いたします。 推進委員の方で意見がありますか。意見がないようですので次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、 採決したいと思います。

農用地利用配分計画(案)について、「意見なし」と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、支障なしとします。

第7号議案 認定農業者の申請に係る意見について議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

番号1 ひびきの農産㈱  $\bigcirc\bigcirc$ 市 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle-\triangle\triangle-\triangle$  設立 平成18年5月30日 麦類作 小麦528→600ha 種子小麦89→90ha

- ・経営所得安定対策に対応し、地域社会での農業貢献を図る。
- ・構成員により品質にばらつきがあるため、JAや県指導機関と協力して生産技術の 提供を行い、品質向上・収量拡大を目指す。
- ・高齢化に伴い構成員の減少や労働力の低下が見られるため、後継者の育成や労働力 が不足する地区へ計画的な構成員の配置など、労働力の確保に努めるとのことです。

推進委員の方で意見はありますか。大沢2番。

議長

推進委員 大沢2番

この計画通りに運用されているかどうかは結果報告を確認するのですか。 また、報告義務はあるのですか。

事務局より説明をお願いいたします。

議長

事務局

事務局には報告義務はありません。こちらは、あくまで計画ですのでこの計画に向けて運営していくということでございます。

推進委員 大沢2番

経営改善報告の方向の概要でもっと具体的に改善策を書いた方が、より計画の現実性が増すと思います。

議長

他に推進委員の方で意見はありますか。なければ農業委員の方で質問のある方の挙 手を求めます。

他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。

認定農業者の申請に係る意見について、更新の番号1については、「意見なし」と することでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、「意見なし」と決定します。

議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。

本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いい 会長代理 たします。ありがとうございました。以上をもちまして、第8回の農業委員会総会を 終了します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年8月25日

議長

署名委員

署名委員